

国際会計基準との コンバージェンス・プロジェクト

制度調査部
齋藤 純

新たな検討テーマと今後の進め方を決定

【要約】

会計基準のコンバージェンス(収斂)・プロジェクトを進めている ASBJ(企業会計基準委員会)と IASB(国際会計基準審議会)は、2006年3月初旬、第3回会合を開催した。

短期的に解消すべき検討テーマとして、新たに、資産除去債務、工事契約、金融商品の公正価値開示の3項目を取り上げることとした。また、これまでは、比較的着手しやすい項目から検討テーマに取り上げる「フェーズド・アプローチ」が採られていたが、今後は、差異のあるすべての会計基準について広く今後の取組みを明示する「全体像アプローチ」に移行することも決まった。

昨年来、ASBJ(企業会計基準委員会)は、国際会計基準の設定主体である IASB(国際会計基準審議会)を相手方として、会計基準のコンバージェンス(収斂)・プロジェクトを積極的に進めている。

経済活動がグローバル化する中で、国際的な会計基準のコンバージェンスは各国の資本市場にとって有益なものとなる。コンバージェンスが進めば、資金調達を行う企業側では、クロス・ボーダーで資金調達を行う場合でも自国の会計基準に準拠した財務諸表を利用することが可能となり、異なる基準により財務諸表を作成するという二重の負担を回避できる。外国企業に投資を行う投資家にとっては、国内企業と外国企業の財務諸表の比較が容易になる。

しかし、わが国が会計基準のコンバージェンスを進める理由はそれだけではない。EU による日本基準と国際会計基準の同等性評価¹も関係している。2005年7月5日に CESR(欧州証券規制当局委員会)が公表した、日本基準と国際会計基準との同等性に関する報告書では、約30項目の差異が指摘された。このまま国際会計基準との差異が解消されなければ、2007年以降、EUで資金調達を行う際、国際会計基準との差異を調整するために、補完計算書の作成や追加開示を行わなければならない。会計基準のコンバージェンスが単なる机上の問題ではなく、現実的な問題となったわけである。

EUによる同等性評価は米国基準も対象とされており、日本基準と同様、米国基準も補完計算書の作成等を求められている。しかし、IASBとFASB(米国財務会計基準審議会)は、2002年9月のいわゆる「ノーワーク合意」により、将来的に会計基準の差異を解消していくことで合意をしている。

さらに、2005年4月21日、SEC(米国証券取引委員会)が、米国基準との差異調整表(国際会計基準により作成された財務諸表を使い米国で資金調達を行う際に提出を求められる)の提出を、2009年までに廃止する方針を明らかにした。これは、差異調整表を廃止するまでに、国際会計基準と米国基準との差異を縮小することを前提としており、2006年2月27日には、IASBとFASBが、2008年までにコンバージェンスすべき項目として合意に至った内容を覚書(Memorandum of Understanding)として公表している。

¹ EUでは、2005年から、EU域内企業に国際会計基準により連結財務諸表を作成することを義務付けた。2007年からは、EU域外企業にも国際会計基準かそれと同等と認められる会計基準により連結財務諸表を作成することを義務付ける予定となっており、これに伴いEUが、日本基準と国際会計基準の同等性評価を行ったわけである(実際に日本基準と国際会計基準の同等性の調査を行ったのは、EC(欧州委員会)から要請を受けたCESR(欧州証券規制当局委員会)である)。



このように、国際的に影響力の大きい国際会計基準と米国基準とのコンバージェンスが先行していることも、わが国に国際会計基準とのコンバージェンスを急がせる要因となっている。

IASB との第3回コンバージェンス・ミーティング

ASBJ と IASB とのコンバージェンス・ミーティングは、これまでに2回(2005年の3月と9月)開催されており、コンバージェンスの第1フェーズとして、棚卸資産の評価基準など6項目を検討テーマとすることで合意した²。各項目のその後の検討状況等は、図表1の通りである。

図表1 IASB とのコンバージェンスの第1フェーズにおける検討テーマと検討状況

検討テーマ	主な論点	検討状況
棚卸資産の評価基準	原価法と低価法の選択制とされている現在の期末評価方法を、低価法に統一すべきか。 低価法適用による評価損を翌期首に戻し入れるべきか。 低価法に統一した際の低価法評価損の損益計算書上の表示区分はどうすべきか。	ASBJ 棚卸資産専門委員会で検討中。 2005年10月19日、「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」を公表。 2007年4月1日以後開始する事業年度からの適用を目的に検討を継続。
関連当事者との取引の開示	関連当事者との取引の開示について、国際会計基準及び米国基準との比較や、日本企業の開示の現状などを踏まえて、次の項目を検討する。 ・開示目的 ・関連当事者の範囲 ・開示すべき取引の範囲 ・開示項目 ・重要性の判断基準 等	ASBJ 関連当事者開示検討専門委員会で検討中。
在外子会社の会計方針の統一	連結財務諸表の作成上、在外子会社の会計処理を原則として、日本基準に統一する。 在外子会社の財務諸表が国際会計基準又は米国基準に準拠して作成されている場合には、連結決算手続上利用することができる。ただし、のれんの償却など一定の会計処理については、修正しなければならない。	ASBJ 実務対応専門委員会で検討中。 2005年11月11日、実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」を公表。 2008年4月1日以後開始する連結会計年度からの適用開始(早期適用も容認)を目的に検討中。
投資不動産	投資不動産について公正価値の開示を採り入れるべきか。	ASBJ が IASB に情報提供。 IASB と FASB の検討状況も踏まえ検討する。
セグメント報告	現在の事業種別・所在地別セグメント情報を見直し、マネジメント・アプローチ(経営者が意思決定等を行う際に用いる区分に基づき、開示情報のセグメントを決定する方法)を導入すべきか。	ASBJ にワーキング・グループを設置し、IASB に意見発信。 IASB が、2006年1月に、公開草案を公表(マネジメント・アプローチを採用)。IASB での議論を踏まえ、検討を継続する。
新株発行費	新株発行費(自己株式処分費用を含めて「株式交付費」)は、資本控除(調達資金を減額)とすべきか、費用計上すべきか。 資本控除とする方向で検討するが、IASB と FASB の検討状況も踏まえることとする。	ASBJ 会社法対応専門委員会で検討中。新株発行費に限らず、繰延資産全般を検討。

² 「無形資産」についても、IASB との将来の議論のため日本側で準備のプロジェクトを立ち上げることを、第2回コンバージェンス・ミーティングで合意している。

2006年3月1日、2日に開催された第3回コンバージェンス・ミーティングでは、これまでの検討が順調に進んでいることから、新たに次の3項目を検討テーマに追加することで合意した³。

資産除去債務

- ・国際会計基準では、有形固定資産の解体や除去、原状回復に係るコストなどの資産除去債務に係る見積費用を、資産等として認識する。
- ・日本基準には、資産除去債務に関する規定はない。

工事契約

- ・国際会計基準では、工事進行基準(一定の条件を充たす場合)が適用される。
- ・日本基準では、工事完成基準と工事進行基準の選択適用が認められている。

金融商品の公正価値開示

- ・国際会計基準では、すべての金融商品について公正価値の開示が求められている。
- ・日本基準では、公正価値の開示が求められるのは有価証券及びデリバティブ。

「フェーズド・アプローチ」から「全体像アプローチ」へ移行

第3回コンバージェンス・ミーティングでは、ASBJからの提案により、コンバージェンス・プロジェクトの今後の進め方についても見直しが行われた。これまでのコンバージェンス・プロジェクトでは、比較的着手しやすい項目から検討テーマに取り上げる「フェーズド・アプローチ」が採られていたが、今後は、差異のあるすべての会計基準について広く今後の取組みを明示する「全体像アプローチ」に移行することで合意している。

この結果、今後のコンバージェンス・プロジェクトは、短期的に縮小可能な差異であるか否かにより、検討テーマを「短期プロジェクト」と「長期プロジェクト」に区分し、「短期プロジェクト」については2008年までに解決するか、少なくともその方向性を決めることとされた。「短期プロジェクト」に含まれる検討テーマは、これまで第1フェーズとして採り上げられていた6項目と、第3回コンバージェンス・ミーティングで新たに検討テーマとされた3項目の合わせて9項目である(次ページの図表2参照)。

「長期プロジェクト」とされた検討テーマについては、業績報告、収益認識、遡及修正、連結の範囲(SPCを含む)、無形資産(研究開発費を含む)の5項目について、優先的にリサーチ・プロジェクトを立ち上げることにしている。

³ この3項目は、CESRによる同等性評価において追加開示が必要とされた項目であるとともに、国際会計基準と米国基準との間で既に差異が解消されているものである。

図表 2 IASB とのコンバージェンス・プロジェクトにおける今後の検討テーマ

短期プロジェクト	[これまで第1フェーズでの検討テーマとして取り上げられていた項目] 棚卸資産の評価基準、関連当事者の開示、在外子会社の会計方針の統一、投資不動産、セグメント報告、新株発行費
	[新たに追加された項目] 資産除去債務、工事契約、金融商品の公正価値開示
長期プロジェクト	[優先的にリサーチ・プロジェクトを立ち上げる項目] 業績報告、収益認識、遡及修正、連結の範囲(SPCを含む)、無形資産(研究開発費を含む)
	[その他の項目] 固定資産(減損・再評価)、引当金、公正価値測定、公正価値オプション、金融商品、負債と資本、政府補助金、保険契約、退職給付、会計方針の統一(関連会社)、棚卸資産(後入先出法)、法人所得税、企業結合(持分プーリング・のれん)、ストック・オプション